

## 平成25年度第1回鹿児島市子ども・子育て会議

### 【開催日時】

平成25年7月9日（火） 15:00～17:03

### 【開催場所】

鹿児島市役所東別館1102会議室

### 【出席者】

#### ○委員 20名

久留委員、前原委員、福重委員、富永委員、坂口委員、永吉委員、精松委員、河野委員  
谷口委員、上野委員、森田委員、北方委員、黒江委員、尾前委員、脇野委員、東風平委員  
白石委員、新城委員、田中委員、松下委員

#### ○鹿児島市

松木園副市長、穂園子育て支援部長、徳留保健所長、吉田子育て支援推進課長  
中野こども福祉課長、松枝障害福祉課長、西村谷山福祉部福祉課長、兒島保健予防課長  
岩切雇用推進課長、白濱学校教育課長、岩戸青少年課長 ほか事務局職員

### 【会次第】

1. 開会
2. 委嘱状の交付
3. 副市長あいさつ
4. 会長、副会長互選
5. 議事
  - (1) 子ども・子育て関連3法について
  - (2) 鹿児島市子ども・子育て会議の概要について
  - (3) 子ども・子育て支援事業計画について
  - (4) 子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズの把握について
  - (5) 母子保健計画について
  - (6) 今後のスケジュールについて
  - (7) 保育部会の設置について
  - (8) かがしま市すこやか子ども元気プランの推進状況について
  - (9) その他
6. 閉会

### 【会議の内容】

2. 委嘱状の交付  
委嘱状の交付（副市長から委嘱状交付）

### 3. 副市長あいさつ

かねてから市政の各面にわたり、温かいご理解、ご協力を賜り、重ねて感謝申し上げます。

さて、本市の子育て支援については、「かごしま市すこやか子ども元気プラン」に基づく各種施策を積極的に展開しており、今年度は、8月分から医療費助成をこれまでの小学校就学前から小学6年生までに拡大するほか、12月には南部親子つどいの広場も開館予定である。今後も、「子育てをするなら鹿児島市」と思ってもらえるようなまちづくりを進めてまいりたい。一方、国においては、急速な少子化の進行や子育ての孤立感、負担感の増加など子育てをめぐる課題に対応するため、「子ども・子育て支援新制度」の平成27年度からの本格実施を目指している。その中では、質の高い幼児期の学校教育・保育の提供や、地域の子ども・子育て支援の充実など総合的に推進することとされており、国においても有識者等からなる子ども・子育て会議を設置し、各面から検討が進められている。このような中、本市においても、子ども・子育て支援法に基づき、子ども・子育て会議を新たに設置した。本日からスタートする本会議においては、国の基本指針等を踏まえ、計画の策定等についてご審議いただくこととなっている。委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見、ご提言を賜りますようお願い申し上げます。終わりに、本会議が、委員の皆様のご協力のもと、次代を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりの推進に資する有意義なものとなることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。

### 4. 会長、副会長互選

会長に久留委員、副会長に樋渡委員を選出。

### 5. 議事

- (1) 子ども・子育て関連3法について
- (2) 鹿児島市子ども・子育て会議の概要について
- (3) 子ども・子育て支援事業計画について

(事務局)

[資料説明] (資料1、資料1-2、資料2、資料3-1、資料3-2)

(委員)

子ども・子育て関連3法について、それぞれでの教育と保育の定義について説明いただきたい。法では、教育とは、教育基本法第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われるものとなっており、保育とは、児童福祉法第六条の三第七項に規定するところなので、その部分についての違いを説明していただきたい。このことは非常に難しく、厚生労働省に照会している。いろいろな解釈がある。教育については、書いてあるとおり問題はないと思う。保育については、児童福祉法第六条の三第七項には、一時預かり事業と規定されている。そうではないのではないか。0歳10か月くらいから学びの要素ができあがり、子どもと関わる人との関係の中でそれが育っていくという考えが常

識だと思う。保育指針にも、保育とは、養護と教育を一体として行うものであるとなっている。この教育と学校教育の違いを共通認識として持つ必要があると思う。

(事務局)

子ども・子育て支援法では、「教育」とは、満三歳以上の小学校就学前子どもに対して義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして教育基本法第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいうとなっており、教育基本法第六条第一項には、「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」と規定されている。

保育については、保育指針でも養護と教育を一体的に提供するものであって、子どもの最善の利益を求めて実施されるものとなっている。

(委員)

教育については、保育でも同じことをやっており、0歳2か月から小学校入学前まで一貫して養護と教育を行っている。学ぶ意欲は0歳児からの関わりによって形成されるという考えがある。3歳児から突然始まるものではない。もう一つは、保育園は、保育所保育指針をもとに保育を行っている。幼稚園は、幼稚園教育要領をもとに行っている。中身は同じことが書いてある。同じことを行っているが、法律的に違うだけのものを、あたかも内容が違うかのように理解すると今回の会議が方向性を誤ると危惧して質問した。子ども・子育て会議の概要についてだが、合議制機関となっているが、合議制機関とは何か。また、資料6に策定推進委員会とあるが、これとの違いも説明していただきたい。資料2の中で、「意見を述べること」とあるが、ここの関係も説明いただきたい。

(事務局)

子ども・子育て会議条例でも、合議制の機関として設置するとある。策定推進委員会については、市役所の庁内組織であり、市ではこういう計画を策定する際には、庁内の関係課で集まり意思統一を図り、その後には有識者の外部の会議にお諮りしている。今回の計画策定については、皆様のご意見を聞きながら策定し、最終的には市長が決定するものと考えている。この会議では、多数決のような手法で何かを決定するようなことは想定していないが、十分に皆様のご意見をお聞きしながら、合議制の機関の中で検討し、最終的に市としての決定をしていくという流れである。

(委員)

幼保連携型認定こども園については、幼稚園にも、保育園にも移行の義務付けは行わないとなっている。鹿児島市が、7月1日付で幼稚園に対し、移行の意向調査を実施したと思うが、なぜ、幼稚園だけに照会したのか説明いただきたい。

(事務局)

この調査については、私立幼稚園協会に事前に説明をしたが、現時点の材料だけでは移行の判断ができないので、回答は難しいということであり、調査は実施していない。

来月私立幼稚園に説明を行い、その後、移行の意向を調査したいと考えている。この調査は、市町村整備計画、現行保育計画の改定にも関係するので、調査を実施したい。

(委員)

幼稚園は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、施設給付型幼稚園、今のままの幼稚園のどれかになることになる。特段の申出がないかぎり、施設給付型に移行するとなっている。国としては幼稚園を施設型給付にもっていきたいという意向が見える。幼稚園としては、夏に勉強会を開き、その後アンケートに回答したいと考えている。この子ども・子育て関連3法について考えているのは、質の高い幼児教育が念頭にならないといけないと思っている。国の子ども・子育て会議でも委員が「子どもは預ける荷物ではない」という言葉を使っていた。子どもをもっと大切に扱った子ども・子育てをしなければならないということ強く感じた。そういう意味で幼稚園のあり方について非常に苦慮しながら方向性を勉強している。

(委員)

事務局への意見だが、幼児期の学校教育と保育については、いろいろな議論がある。委員の中には何を議論しているのかわからない委員もいると思う。また、それぞれの立場からの意見と違う意見がどうかみ合っているのか見えない部分もある。この子ども・子育て会議は、鹿児島市として今後、子ども・子育てに関連するものを推進していくための会議だが、その基は国の会議がありそこで議論がされている。幼児期の学校教育と保育のことについては、国の中でもいろいろな議論がでている。国の意見を整理し、鹿児島市としてはどう受けるのか。これまでのいろいろな意見を事務局で整理して、鹿児島市としてはこう考えるというものを出して欲しい。その辺が整理されるといろいろなものが関連してつながると思う。

(会長)

情報が多すぎて、実質的な面がぼけているので、もう少し具体的な検討をお願いしたい。

(事務局)

今のことは議論になっており、また、この子ども・子育て会議の中で、計画を策定する中で重要なポイントになる。私どもも、質の高いとはどういうものかなど、国も同時並行で会議をしているのでわからない部分もある。鹿児島市の考え方を次回の会議までにお示ししたいと思う。

#### (4) 子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズの把握について

(事務局)

[資料説明] (資料 4-1、資料 4-2)

(会長)

回収はどのように行うのか。

(事務局)

調査は委託で実施し、住民基本台帳から無作為抽出し、返信用封筒を同封し送付する。

(委員)

関連3法には、地域の子ども・子育て支援とあるが、調査票では、地域の子育て支援となっている。何か理由があるのか。

(事務局)

この調査票は、国の調査票のひな型をそのまま使っており、意図的に変えたものではない。

(委員)

調査票について、ワークライフバランスからすると、保育園等だけでなく、企業の側の就労と子育ての両立支援という観点から、設問の中に企業側に短時間勤務や育児休業制度などの使いやすさなど、企業の側に努力を求めるかどうかという設問も入れてはどうか。また、17ページだが、選択肢の中に児童館があるが、鹿児島市では福祉館の児童ルームを整備している。児童ルームをどこに位置付けるかの説明をお願いしたい。

(事務局)

ただ今のご意見を反映できないか検討したい。ワークライフバランスの関係は、19ページの問32に関係の設問がある。

## (5) 母子保健計画について

(事務局)

[資料説明] (資料5)

質疑なし

## (6) 今後のスケジュールについて

(事務局)

[資料説明] (資料6)

(会長)

子ども・子育て会議と保育部会は連動しているのか。

(事務局)

新制度で市町村整備計画は、保育所及び幼保連携型認定こども園のみ保育需要に対応するために必要がある場合に策定することができるとなっているので、本体の支援事業計画とも調和をとらないとならない。

保育部会で協議をし、その後、子ども・子育て会議に反映される。

(委員)

27年度当初に向けた幼保連携型認定こども園等の認可、確認の開始があるが、ニーズに基づき利用定員が決まるとバランスの問題も出てくる。幼保連携型認定こども園はいっぱいになり、あとは、幼稚園型認定こども園か施設給付型幼稚園になりなさいということもあり得るのかお聞かせいただきたい。

(事務局)

移行の意向があればそれを見込むことになる。その他は、保育所や小規模などで対応することになる。

(会長)

「子ども・子育て」という言葉に意味があるのか。

(委員)

「子ども」が付くようになったのには、これは政治的な部分がある。少子化対策で子育て支援をしているが、それだけでは言葉のインパクトが弱いという感じから、チルドレンファーストという言葉があるが、子どもを一番にとということから、子どもを付けて子ども・子育てとなったのだと思う。子ども支援とは何かという議論はある。国が法律で既に出しているので、公的な言葉として使っていくことになる。子どもと付くのは、子育てに含まれるものを強調的に出したと理解すればいいと思う。

## (7) 保育部会の設置について

(事務局)

[資料説明] (資料7)

質疑なし

(会長)

それでは、保育部会を設置することとする。保育部会の委員は、要綱により会長が指

名することになっているので、指名する。

前原委員、平嶋委員、福重委員、富永委員、坂口委員、永吉委員、河野委員  
黒江委員、新城委員、田中委員

の 10 名を指名。

## (8) かがしま市すこやか子ども元気プランの推進状況について

(事務局)

[資料説明] (資料 8-1、資料 8-2、資料 8-3)

(委員)

5 ページの認可外保育施設保育士資格取得補助事業とはどのような事業か。4 ページの保育コーディネーター配置については、保護者のニーズと保育サービスを適切に結び付け、よりきめ細やかな対応を行うとあるが、保育園に見学に来ていただきたい。見もしない保育園をどのように結び付けるのか疑問である。

(事務局)

認可外保育施設保育士資格取得補助事業は、認可外保育施設で従事している方で保育士資格を持っていない方が、保育士資格を取得するために養成学校等に入学して資格を取得する際に、夏期スクーリングなどで施設で保育に従事できない場合に、代替職員を雇用するための費用を助成するものである。受講料等について上限 30 万円の補助も実施している。コーディネーターについては、各施設を見ていただくことも計画をしているが、時間を作りながらやっているのでもうしばらく見ていただきたい。

(委員)

資料 8-3 の 40 番、障害児保育が、目標 103 か所に対し、24 年度が 67 か所となっている。市でも児童デイサービスを充実させたり、保育園、幼稚園での障害児保育の補助を拡充をしているが、障害児保育の実施園が 67 か所にとどまっていることの見解をお聞かせいただきたい。

(事務局)

目標値は全園だが、全園で受入れていただく状況はとっているが、実績として実際に障害のある子どもが在籍している園が 67 園となっている。

(委員)

市の補助になっていない子どもで、配慮が必要な子どもが入っている実態もある。何らかの対応、フォローが必要だと思う。

(委員)

問題の1つに、認定されない、または保護者が拒否するということもある。気にかかる子どもはいるので職員の加配をしている。加配分への何らかの補助についても要望をしているが今のところ無回答である。

(会長)

そういう視点も持っていたきたい。

## (9) その他

(委員)

学校教育法で学校のことが書いてある。子育て支援法と認定こども園法においては、教育基本法第6条による教育、そこに定める学校における教育とある。認定こども園や保育所を学校とみなしていいのか。教育がわかりづらくなったと思う。

(委員)

私は区別すべきではないと思う。子どもを主体として考えることが大人の役割だと思う。施設の形態や法律がどうこうということで振り回されているが、鹿児島市の子ども・子育て会議を設置するにあたり、常に子どもを主体にして考えていかないとならないと思う。

(会長)

新しい視点で鹿児島市として取り組んでいただきたい。具体的に鹿児島的な視点で検討いただきたい。

## 6. 閉会